ふれあいネットワーク

やえせ社協だより

編集・発行 社会福祉法人 八重瀬町社会福祉協議会
《本所》〒901-0401　八重瀬町字東風平1318-1　TEL098-998-4000　FAX098-998-8999　E-mail:yaese-shakyo@tontonme.ne.jp
《具志頭支所》〒901-0512　八重瀬町字具志頭645　TEL098-998-4677　FAX098-998-1948　E-mail:gushikami-shisyo@image.ocn.ne.jp

平成18年度
音訳ボランティア養成講座より

音訳ボランティア養成講座開催される

～視覚障害者により早い情報を～

本会（仲座清次郎会長）では、９月25日（月）午後７時より町社会福祉会館において平成18年度「音訳ボランティア養成講座」を開催（7回コース）しております。

本講座は、一人でも多くの視覚障害者に幅広い情報を提供し、豊かな生活を援助する「音訳ボランティア」を養成することを目的として実施します。

初回は、18名の参加があり、講師として棚原治江氏（うるま市）を招き午後７時から９時までの２時間の講座となりました。

はじめて参加した伊集誠さん（沖縄国際大学）は、音訳と朗読の違いについて学びました。音訳と朗読では、読むピッチの早さの違い、アクセントの違いがあり、実際に文を音訳することの難しさを体験しました。これからも、視覚障害者のために協力していきたいと思います。

～事務局より～

近年、社会を取り巻く環境はめまぐるしい変化があります。そういった社会の変化を、私たちは必要に応じてあらゆるメディアを活用し身近な問題として感じることができます。

しかし、視覚障害者にとって情報を得るのは困難であり情報収集の範囲は狭く、その情報は限られています。また、点字を十分に読み理解できる視覚障害者は少ないと言われております。

そこで、「誰も安心してくらせる町」をめざして多くのボランティアを養成してまいりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

赤い羽根共同募金にご協力を!

今年も「地域の福祉、みんなの参加」のスローガンのもと、十月一日～十二月三十一日までの三ヶ月間赤い羽根共同募金運動が展開されます。「この羽根が、あなたの気持ちを届けます。」をキャッチフレーズに温かな心を大きな支えに、みなでこの運動にご協力をお願い致します。

私たちの住んでいる町内には、お年寄り・体の不自由な人・生活にお困りの家庭など町民のたすけを必要とする方々がいます。

このような方々が少しでも幸せになれますよう、みんなの力でたすけあい豊かな町を築きたいものです。

街をあるく人の胸を飾る赤い羽根はあなたの善意とたすけあいのシンボルです。

一人ひとりの小さな思い・真心で集められた寄付金は大きくなって次のように配分されます。

県内の福祉施設の整備や、町内福祉事業に役立てられます。

今年もさわやかな秋とともに赤い羽根の季節がやってまいりました。

お互いが少しでも幸せになれるよう、明るい豊かな町づくりのためにあなたのご協力をお願い致します。

平成18年度赤い羽根共同募金実施計画

1.募集期間　自:平成18年10月1日～至:平成18年12月31日

2.募金目標額　5,352,000円 (内訳) A目標　1,504,000円(県内各福祉施設等へ配分)
B目標　3,848,000円(町社協へ配分)

3.募金種別の割合

種別	金額	割合	説明
戸別募金	2,200,000円	41.1%	4,400戸×500円目安
職域募金	830,000円	15.5%	1,000円以上(役職)500円以上(一般職員) 300円以上(臨時職員)を目安
法人募金	1,576,000	29.4%	10,000円目安
個人企業募金	400,000	7.5%	5,000円目安
学校募金	150,000	2.8%	小学校・中学校・高等学校
その他	196,000	3.7%	町老連・町身障協・町婦人会・募金箱など
合計	5,352,000	100.0%	

みなさま、共同募金についてどれだけ知っていますか？

① 共同募金は、10月1日から12月31日まで

毎年１回、全国いっせいに募金を行うため、厚生労働大臣の告示によって、募金期間が決められています。

10月から12月までは、一般募金、12月中は歳末たすけあい募金もあわせておこないます。

② 共同募金は、赤い羽根募金

「赤い羽根募金」は、「共同募金」の愛称です。

意識調査では、「共同募金」と「赤い羽根募金」が同じ募金であることを「知っていた」人は、10人のうち８人。

別々の募金だと思っている人は10人のうち２人もいました。

共同募金のシンボル＝「赤い羽根」

「赤い羽根」を使うようになったのは、第２回目の運動からです。1948年頃、アメリカでも、水鳥の羽根を赤く染めて使っていました。それにヒントを得て、日本では、不要になった鶏の羽根を使うようになりました。

「赤い羽根」は、運動が始まった頃、寄付をしたことを表す印として使われていました。

「共同募金」のシンボルとして、幅広く使われています。

法律からみた「共同募金」

「赤い羽根」は、「社会福祉法」という法律をよりどころとして進められています。

民間社会福祉事業に必要な資金を集めるため、共同募金運動は、全国的に展開されてます。

③ 共同募金は、共同募金会が行う募金

「共同募金」とは、国や市町村ではなく、共同募金会という民間の団体によって、都道府県を単位として行われている募金です。

国や市町村の自治体が行っていると、勘違いをしている人が以外と多いのです。

さらに、都道府県（以下、「県」という）内で「共同募金」に寄付したお金は、県内の社会福祉に使われ、県外や国外に使うことができないことも意外と知られていません。

共同募金実施主体＝各都道府県共同募金会

「赤い羽根」は、「社会福祉法」という法律をよりどころとして進められています。

民間社会福祉事業に必要な資金を集めるため、共同募金運動は、全国的に展開されてます。

④ 共同募金は、民間の社会福祉事業や活動のために行われる募金

「共同募金」は、民間の社会福祉の資金として使われます。広域的には、社会福祉施設や県域で活躍している団体などに配分されます。また、市区町村においては、社会福祉協議会や小地域のさまざまな福祉活動などに配分されます。

「共同募金」への寄付金によって、民間の社会福祉施設や社会福祉協議会などの社会福祉の団体は、さまざまな活動を行っています。

「共同募金」は、寄付した方々の地域でいきる寄付金です。

⑤ 共同募金の寄付には、税制上の優遇措置

個人や企業が「共同募金」に寄付した場合、税制上優遇された取り扱いがうけられます。

個人の寄付
所得税および住民税に係わる寄付控除の対象となっています。

寄付金が１万円を超える額の場合
所得税に係わる寄付金控除額
寄付金額（年間所得の25％を限度とする額）－1万円

寄付金が10万円を超える額の場合
所得税に係わる寄付金控除額
寄付金額（年間所得の25％を限度とする額）－10万円

法人の寄付
株式会社などの法人は、法人税法により「金額損金」とすることができます。

⑥ 災害ボランティアの支援も行う共同募金

「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」は、大規模災害が発生した際、災害時のボランティア活動を資金的に緊急支援する制度です。

これは、大規模災害発生時の初動期に、お年寄りや障害をもつ人々など、社会的に支援を必要とする方々のために、救援活動を行うボランティアグループ・団体・または社会福祉施設などの活動にかかる経費の一部を支援しようという目的を持っています。

また、平成12年度からは、社会福祉法に基づき、災害が起きた地域にある「共同募金会」に対し、他の「共同募金会」が災害時のボランティアの支援などのために搬出（配分）できるようになりました。

懇談会 中間報告 Q&A

A 4. 配食サービスの正式名称は、食の自立支援サービス事業という名称です。昼食を提供し自立してもらおうという目的があります。しかし、実際は、健康な方も利用していましたので、本当に必要な方だけを対象者にします。

7月5日(水)屋宜原団地(参加人数12名)

Q 1. 屋宜原団地の公民館は、役場に児童館として活用できないか?と申請中であるが、社協と連動できないか?

A 1. 役場と調整します。

Q 2. 社協で実施しているシルバー人材センターは、体力に自信がない者でも登録できるか?

A 2. 大丈夫です。書道とか障子の張替えとか、室内でもできるのも採り入れていきたいと思います。

7月6日(木)字与座(参加人数20名)

Q 1. 保険の切り替えは、どうしたらいいの?毎年するの?

A 1. 社協が担当ではないので、詳しくは分かりませんが、役場に聞き、後ほどお知らせします。

7月10日(月)第一団地(参加人数14名)

Q 1. 成年後見制度は、誰が判断するのか?

A 1. 決定するのは家庭裁判所です。

7月11日(火)字新城(参加人数19名)

Q 1. ふれあい子育てサロンの開催の具体的内容は?

A 1. 旧東風平町の新興住宅は、お年寄りが少ないため、子育て中のお母さん方が相談できないように思われます。その為ふれあい子育てサロンを開催し、公民館や集会所でお年寄りとの交流・情報収集を行いたいと思っています。

Q 2. ボランティア手帳は、みんな貰えますか?

A 2. 社協でボランティア登録していたらもらえます。

7月14日(金)字当銘(参加人数20名)

Q 1. 介護保険料は何歳からですか?

A 1. 60歳以上から支払います。　40才以上

7月18日(火)字大頓(参加人数14名)

Q 1. 八重瀬町では、成年後見人はいますか?

A 1. 八重瀬町ではいません。

Q 2. 介護保険料が上がりましたが、高齢者がもっと遊べるレク等を増やして欲しい。

A 2. 分かりました。増やしていきたいと思います。

Q 3. ミニデイサービス「字とーてぃ語らな」は、統一できないか?

A 3. マッサージがある時は、「字とーてぃ語らな」、他の日に開催する時は「ミニデイサービス」とします。

7月20日(木)字港川(参加人数19名)

Q 1. 法律相談は、どこでしていますか?

A 1. 第2.4の水曜日に本所のみで行なっています。

Q 2. 結婚相談所は、どうなっていますか?

A 2. 男性の人数が多く、まだバランスがとれていないので長期的に見て欲しいです。

Q 3. ボランティアを拡大とありますが、青年のボランティアをもっと増やして欲しい。

A 3. 良い意見をありがとうございます。今後青年のボランティアも増やしていきたいと思います。

7月21日(金)字仲座(参加人数21名)

Q 1. ふれあい相談所の法律相談は有料ですか?

A 1. 無料で行なっています。しかし相談内容によっては書類を揃えるための費用がかかることもあります。

※類似した質問は省略させていただきました。

平成18年度 地域福祉

6月14日(水)字志多伯(参加人数47名)

Q1. 食事代は、250円から400円にあがったけど指定された食事をとらずに市販の弁当を買ってもいいか?
A1. ミニデイでの食事は、栄養士の管理の元調理しております。皆さんの健康を考えると施設が調理した食事をおすすめします。
Q2. 助け合い金庫の限度額はどうなっていますか?
A2. 限度額は、10万円となっています。

6月19日(月)字上田原(参加人数19名)

Q1. 子育て支援センターは、八重瀬町でもできないか?
A1. 現在、子育て支援センターは環境保健課の一室を利用して実施されております。担当課は児童家庭課です。社協としては子育てサロンで実施してまいります。

6月22日(木)字外間(参加人数19名)

Q1. 地域包括支援センターは、開設しているけどどのように相談を持ちかけたらいいのですか?
A1. 民生委員を経由したり、電話もしくは直接来所でも構いません。
Q2. 配食サービスは、家族がいたら利用できないのか?
A2. 現在、対象者の見直しをおこなっておりますが基本的には利用できません。しかし状況によっては社協で対応してまいります。
Q3. 八重瀬町でも福祉タクシーはありますか?また料金などいくらかわかりますか?
A3. NPOじーなの会がやっています。料金など詳しい内容は直接連絡して下さい。
Q4. 社協の職員があいさつをしない時がある。ボランティアで来ているのに一声もかけないのは不愉快です。気をつけてほしい。
A4. 大変申し訳ございません。これからは職員の教育を徹底します。

6月26日(月)字東風平(参加人数61名)

Q1. 介護保険料が高い!!支払いしなくてもいいか?
A1. 確かに八重瀬町は、ランク1.2.3のうち一番高いランク3であるが支払いしなくてもいいってわけにはいきません。詳しくは、役場の社会福祉課に聞いて下さい。もしくは、社協のほうから後ほど確認し、お知らせします。
Q2. 八重瀬町では、どのくらいの人々が介護保険をうけていますか?
A2. 役場に詳しく聞いておきます。後ほどお知らせします。
Q3. 共同募金運動(赤い羽根、歳末助け合い)は、老人クラブ会員からしか徴収しないが、会員以外からも平等に徴収できないか?
A3. 決して強制ではないので、趣旨をご理解のうえご協力お願いします。

6月28日(水)字高良(参加人数22名)

Q1. ミニデイで健康チェックしていますが、体重のチェックのほうもよろしくお願いします。
A1. 分かりました。
Q2. 配食サービスは、公休日の日は休みとなっていますが、きちんと対象者に連絡していますか?
A2. 連絡していますが、もし連絡が不十分でしたら徹底してまいります。

7月3日(月)字宜次(参加人数33名)

Q1. ふれあい子育てサロンは、平成18年度計画にでているが、まだ、漠然とし、よく分からない。詳しく教えて欲しい。
A1. ミニデイサービスの子供版とお考え下さい。
Q2. ふれあい子育てサロンは、土・日の開催もしますか?
A2. 土・日は家庭でコミュニケーションをとってもらいたいので休館します。
Q3. 宜次でも、ふれあい子育てサロンがしたかったら、社協に申請したら宜次でもしてくれますか?
A3. 申請があれば宜次でも開催します。
Q4. 配食の対象者が厳しくなった理由を教えて下さい。

八重瀬町社協「ボランティアフェスティバルIN2006」開催

1.目　的

八重瀬町社協「ボランティアフェスティバルＩＮ２００６」は、町民の福祉関係機関、団体並びに地域住民が一体となって開催されるもので、相互の連携強化を図りながら、「心豊かな福祉のまちづくり」を住民主体として推進していくことを目的として開催します。

2.主　催

社会福祉法人　八重瀬町社会福祉協議会

3.日　時

平成１８年１１月２６日(日)
午前１０時～午後１７時００分

4.会　場

八重瀬町具志頭改善センター
八重瀬町具志頭体育館

※くわしい催しもの(内容)については後日お知らせします。

福祉サービスの苦情解決

利用者の皆様からの福祉サービス等に関するご意見、ご要望や苦情などの適切な解決に努めます。
下記の苦情受付担当者もしくは第三者委員まで、ご遠慮なくお申し出下さい。

事業者名	代表連絡先
社会福祉法人 八重瀬町社会福祉協議会	☎(998)4000

	氏名	役職名	連絡先
受付担当者	神谷　トモ子	庶　務	(998)4000
解決責任者	川武　繁男	事務局長	(998)4000
三者委員	石原　誠仁	有識者	(998)4000
	新垣　正春	有識者	(998)4000
	島添　澄子	民生委員	(998)4000

【相談時間】月曜日～金曜日9:00から17:00(土・日・祝日・年末年始は除きます)

本会は、「苦情申出窓口」を設置しております。

この窓口は、本会が提供する「福祉サービス」や「生活福祉資金制度」等についての苦情を受け付け、サービスや制度について利用者の満足感を高めるとともにサービス提供者との信頼関係を確保することを目的とするものです。

地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業とは「お金のやり取りにちょっと自信がないなあ」「通帳などの管理が心配で……」など、不安のある高齢者や自分で判断することが困難な方々が、在宅で安心して暮らせるようお手伝い（援助）をするものです。

1.相　談

身近な社会福祉協議会地域福祉権利擁護センターへご相談を。

2.訪　問

基幹的社会福祉協議会の専門員が訪問し、お困りのことなどを伺います。

3.支援計画作成

お困りごとや、ご希望をお聞きした後、ご本人の意向を確認しながら支援計画をご提案、作成します。

4.契　約

作った支援計画でよろしければ契約をします。

5.生活支援員によるサービス開始

契約に基づいて生活支援員が援助をおこないます。

利用料について

●ご相談や、支援計画を作るのは**無料**です。

●サービスを受ける場合は**有料**です。

利用料については専門員におたずね下さい。

※生活保護をうけている方には一部補助があります。

八重瀬町母子寡婦福祉会に加入しましょう

母子寡婦福祉会とは…

"子どもと私のしあわせづくりのために"みんなで協力し合う組織です。

- 子どもには、心の苦しみを支えてくれる仲間がいる
- 困ったとき話せる友達がいる
- 不安を相談できる相手がいる

仕事をしたい母子・寡婦のみなさんへ

■公共職業安定所

職業を求める場合又は就職のために必要な知識技能を身につけたい場合などには、最寄りの公共職業安定所へ相談されることをおすすめします。

■職業訓練所

職業を求める場合又は就職のために必要な知識技能を身につけたい場合などには、最寄りの公共職業安定所へ相談されることをおすすめします。

■沖縄県観光商工部雇用労政課労政・女性就業支援センター

職業相談及び職業のための技術講習を実施しています。

TEL 863－1788

本会では会員を募集しています。母子世帯の皆様は母子会に入会しないと受講できない講習会等（ホームヘルパー養成講習会等「県母子会主催」）があります。

記

加入申込　八重瀬町母子寡婦福祉会
（町社会福祉協議会内）
☎998-4000（町社会福祉会館）

年 会 費　1,000円

※加入していただきました皆様に対して各種講習会等の事業説明も予定しています。

寄付

ご芳志誠にありがとうございます。この寄付金は、町内の福祉事業のため有効に活用させていただきます。紙面をかりて衷心より厚くお礼申し上げます。

平成18年7月19日～平成18年9月20日

月　日	寄付者氏名	住　所	金　額	備　考
7月19日	石原末子	字富盛	30,000円	故夫昌弘様の香典返しとして
8月1日	久保文	字具志頭	50,000円	故夫幸雄様の香典返しとして
8月22日	大城笑美子	字港川	50,000円	故夫強様の香典返しとして
8月29日	平良幸子	字安里	50,000円	故夫源勝様の香典返しとして
8月31日	長田トミ	字富盛	50,000円	故夫盛幸様の香典返しとして
9月20日	浦崎榮功	字世名城	30,000円	故妻ヨシ子様の香典返しとして

お詫び　「八重瀬町社協だより」第2号の寄付者の紹介で、次の方の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして再掲載いたします。

月　日	寄付者氏名	住　所	金　額	備　考
6月29日	伊良波ヨシ	字友寄	30,000円	故夫朝仁様の香典返しとして
7月4日	大城喜代子	字安里	50,000円	故夫善昌様の香典返しとして

訂　正　「八重瀬町社協だより」第2号の5ページに掲載しました貸借対照表の平成18年3月1日現在は、平成18年3月31日現在の誤りでした。お詫びして訂正します。ご指摘ありがとうございました。